

# 国立大学法人浜松医科大学

## 第4期事業年度（平成19年度）財務諸表の概要

### 1. 国立大学法人の財務諸表

国立大学法人は、国民その他の利害関係者に対し財政状態や運営状況に関する説明責任を果たし、自己の状況を客観的に把握する観点から財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書）の作成及び公表が義務付けられております。

国立大学法人の財務諸表は、国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解、並びに国立大学会計基準に関する実務指針に従って作成することとされています。

国立大学法人は、事業年度の終了後3月以内に財務諸表を文部科学大臣に提出し、承認を受けることとされています。また、財務諸表の提出にあたっては監事の監査のほか、会計監査人（公認会計士）の監査を受けることが義務付けられております。

### 2. 第4期事業年度（平成19年度）決算の概要

#### （1）貸借対照表

##### （資産の部）

資産の総額は32,201百万円です。

主な内訳は土地、建物、機器等の固定資産が22,676百万円、現金・預金、たな卸資産等の流動資産の合計が9,524百万円となっております。

#### 【資産の主な増減等】

①土地については昨年度と変動はなく、6,490百万円となっております。【面積：302,120㎡です。】

②建物では目的積立金を財源に立体駐車場（352百万円）及び保育所（54百万円）の整備、長期借入金及び施設整備費補助金を財源に廃水処理施設改修等基幹環境整備による取得などにより461百万円増加し、7,331百万円となっております。

【建物108棟（建面積32,739㎡）、延面積125,944㎡、建物附属設備 約2,200点】

③工具器具備品では、目的積立金等により高速細胞分取装置（45百万円）ほか教育・研究設備の取得、附属病院では借入金により放射線治療システム（ライックなど）その他目的積立金・附属病院収入により診療機器の取得、リース資産として総合医療情報システム（1,499百万円）などの取得により1,599百万円増加し、3,653百万円となっております。

【大学（教育研究用機器等）約550点、病院（診療用機器等）約400点】

④病院再整備工事費の前金払等により建設仮勘定が2,889百万円増加し、3,941百万円となっております。

⑤流動資産では 現金及び預金が病院再整備工事費等の支払い（4月中支払済）のための資金により2,518百万円増加し、7,221百万円となっております。

⑥その他の流動資産は前年度と比べて大きな変動はありません。

## (負債の部)

負債の総額は 21,139 百万円です。

主な内訳は国立大学法人特有の資産見返負債 2,209 百万円、国立大学財務・経営センターからの借入金 11,115 百万円、リース債務 1,750 百万円、退職給付金の未執行額である運営費交付金債務 540 百万円、未執行の寄附金である寄附金債務 1,112 百万円などとなっております。

### 【負債の主な増減等】

①国立財務・経営センターから今年度新たに長期借入 3,528 百万円を借入しております。

(基幹・環境整備分 419 百万円、病棟再整備 2,620 百万円、ラック等設備 489 百万円)

②リース債務では 19 年度から総合医療情報システム等リースを開始したことにより、1,138 百万円増加しております。

③未払金が前年度比 2,431 百万円増加の 3,868 百万円となっておりますが、これは病院再整備に伴う工事費支払額(4月中支払済み)によるものであります。

## (純資産の部)

「国立大学法人会計基準」の改訂により当事業年度より「資本の部」から「純資産の部」と名称が変更されました。

純資産の総額は 11,062 百万円です。

主な内訳は資本金が 5,317 百万円、資本剰余金が 1,538 百万円、利益剰余金は目的積立金 779 百万円と積立金 2,402 百万円及び当期未処分利益が 1,026 百万円となっております。

### 【資本金】

資本金は、出資対象財産の評価額から、国から承継した借入金を差し引いた差額として算定する仕組みとなっているため、全額について現物出資となります。5,317 百万円で昨年度から変動はありません。

### 【資本剰余金】

資本剰余金は国から承継された病院収入分等に加え、施設整備費補助金により取得した資産相当額が計上されます。今年度、目的積立金及び施設整備費補助金により取得した資産相当額が 682 百万円増加したことにより、昨年度より増加し 1,538 百万円となっております。

### 【利益剰余金】

- ① 目的積立金は【16 年度承認額】334 百万円、【17 年度承認額】532 百万円、【18 年度承認額】572 百万円の累計 1,438 百万円から 18 年度取崩額 6 百万円、19 年度取崩額 653 百万円(立体駐車場、保育所設置、教育・研究機器、診療用機器整備)を差引いた 779 百万円となっております。
- ② 積立金は利益額のうち目的積立金として承認されなかった額で今までの累計 2,402 百万円となっており、損失の処理のほかは国庫納付となります。
- ③ 当期未処分利益は当期総利益額であり、資金が伴う運営努力等による利益額 525 百万円を目的積立金承認申請額とし、会計処理の構造的な利益の発生要因による利益相当額 501 百万円を積立金として整理する予定であります。

## (2) 損益計算書

### (経常費用)

経常費用の総額は 17,910 百万円です。

業務費は支出の目的別に教育・研究・診療などに区分して表示しており、教育経費 248 百万円 (1.4%)、研究経費 923 百万円 (5.1%)、診療経費 6,834 百万円 (38.1%)、人件費 8,654 百万円 (48.3%) などが主なものとなっています。

### (経常収益)

経常収益の総額は 18,901 百万円です。

主な内訳は運営費交付金収益 5,116 百万円 (27.1%)、授業料等収益 653 百万円 (3.5%)、附属病院収益 11,639 百万円 (61.5%)、受託研究等収益 483 百万円 (2.6%)、寄附金収益 409 百万円 (2.2%) が主なものです。また、資産見返負債戻入 316 百万円 (1.7%) が計上されており、これは運営費交付金、授業料、寄附金及び国から承継された物品等の償却資産について、取得に際し、その同額を取得財源から貸借対照表の負債に振り替え、当該資産の減価償却処理を行う都度、その同額を取り崩して収益化し、損益に影響させない国立大学法人特有の会計処理によるものです。

### (臨時損益)

臨時損失は 21 百万円でこれは損害賠償費用、固定資産等の除却によるものです。

臨時利益 11 百万円でこれは損害賠償費用、固定資産等の除却に伴う見合いの収益額発生によるものです。

### (当期総利益)

当期総利益 1,026 百万円です。

当期総利益のうち、資金の未使用額が認められるもの（資金と紐付けできるもの）のみが剰余金として認められ目的積立金として認定を受ける額が 525 百万円となります。残額の 501 百万円は積立金として整理される予定であります。

なお、平成 19 年度決算における剰余金は文部科学大臣に提出した「利益処分に関する書類(案)」に基づき、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により承認された場合は、中期計画において剰余金の使途として定めた「教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。」こととなります。

## (4) その他の主要表

### (キャッシュ・フロー計算書)

業務活動によるキャッシュ・フローが 2,569 百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが△2,359 百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが 1,999 百万円であり、期末資金残高は 6,398 百万円です。なお、貸借対照表の現金及び預金との不一致である理由はキャッシュ・フロー計算書において定期預金 823 百万円を含めていないためです。

### (国立大学法人等業務実施コスト計算書)

企業会計には無い主要表として、国立大学法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられる「現在及び将来のコスト」を表示するものであり、損益計算書を基礎とし、国民の直接の負担とはならない学生納付金や附属病院収入などの自己収入を控除し、損益外処理や機会費用について加算して算定し、その合計が 4,824 百万円（昨年度比 49 百万円増）となります。